

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和5年4月1日から令和8年3月31日

【目標 1】 ① 行動計画実行委員の再編を行う
(次世代法) ② 育児休業等について情報提供を行う

【実施時期・取組内容】

令和5年4月から

- (1) 周知のためのパンフレットを作成する。
- (2) パンフレットを職員に配布し、周知する。
- (3) 各職場で情報を共有し、交流活動を行い職員の相互理解を深める。

【目標 2】 所定外労働の短縮と年次有給休暇の取得の促進を行う
(次世代法)

【実施時期・取組内容】

令和5年4月から

- (1) 時間外労働の短縮の取組みについて周知を行う。
- (2) 所属長が職員の勤務状況を把握し、必要に応じて調整等を行う。
- (3) 年次有給休暇取得を意識付けするための声掛けを行う。

【目標 3】 全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする
(女活法)

【実施時期・取組内容】

令和6年4月から

- (1) 職場ごとの年次有給休暇取得率を社会福祉協議会内全体で共有する。
- (2) 年次休暇取得率の低い職場において、業務内容を見直し、業務改善のための取組みを実施する。

【目標 4】 職員の育児休業取得率及び介護休暇を取得しやすい環境を整える
(女活法)

【実施時期・取組内容】

令和5年4月から

- (1) 育児休業取得率及び介護休暇取得に関する制度や支援の方法について周知を行う。
- (2) 当事者を対象に育児支援制度を案内し、制度利用意向を確認する。
利用意向がある場合は、所属部署の上司と相談し、職員の業務配分や部署全体の業務体制について調整を行う。